秘密保持誓約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、岡山市（以下「甲」という。）が実施する「岡山市戸籍情報システム等の再構築に係る情報提供依頼（RFI）」（以下、「本RFI」という。）に関し、以下のとおり誓約書を提出する。

（秘密保持の範囲）

第１条　本誓約書において秘密情報とは、本RFIに関して甲から乙に開示する一切の情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。

(1) 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報

(2) 乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

(3) 乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条　乙は、本RFIに係る業務を遂行する従業員以外の第三者に対して、秘密情報を遺漏・開示しないものとする。ただし、本RFI履行のために、甲に承諾を得て第三者に対し、必要な範囲内で秘密情報を開示できるものとする。その場合、乙は開示した第三者の秘密保持について全責任を負うこととする。

２　乙は、本RFIに参加する目的にのみ秘密情報を使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（損害賠償）

第３条　乙が本誓約書の全条項のいずれかに違反した場合又は甲の秘密を漏えいしたことが明らかになった場合には、乙は、甲に直接生じた損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の返還、廃却）

第４条　乙は、甲から要請された場合及び本RFIが終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、遅滞なく乙の責任において適切な返却及び廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第５条　乙は、本RFIの終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第６条　本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

令和　　年　　月　　日

(所 在 地)

(会 社 名)

(責任者 職・氏名)